

令和6年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和6年12月16日から令和7年2月10日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度	実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和6年 12月16日	会計課	R3～R5	令和7年 2月3・4日	健康こども部 国保年金課	R4・R5
12月18・19日	選挙管理委員会 事務局	R3～R5	2月3・4日	健康こども部スポーツ局 スポーツ振興課	R4・R5
令和7年 1月7・8日	観光部 観光課	R4・R5	〃	国スポ・障スポ推進課	〃
1月14・15日	福祉部 生活福祉課	R4・R5	2月7・10日	市民生活部 市民協働課	R4・R5
〃	介護福祉課	〃			
			以上 9 部署		

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 公有財産等管理業務 | 土地、建物及び物品などの管理の状況など |
| (6) 工事に関する業務 | 工事の設計、施工監理、竣工の状況など |
| (7) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(2) 収入及び支出に関する事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

適正に行われていた。

(7) その他行政事務

一部において改善を要する事項がみられた。

監査の結果は以上であり、改善措置を講じることが必要な事項については次のとおりである。

なお、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。

選挙管理委員会事務局

○予算の執行及び経理事務

- ・ 令和４年度弘前市議会議員補欠選挙、令和４年度弘前市長選挙及び令和５年度弘前市議会議員選挙における負担金について、地方自治法第２３２条の３に定める支出負担行為を行っていないかった。（選挙管理委員会事務局）

○契約に関する事務

- ・ 業務委託について、業務責任者届等必要な書類を徴取していないものが多数あった。（選挙管理委員会事務局）
- ・ 令和３年度衆議院議員総選挙投票用紙読取分類機設定及び投票用紙自動交付機並びに投票用紙計数機保守点検業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていないかった。（選挙管理委員会事務局）
- ・ 令和５年度青森県議会議員一般選挙投票用紙読取分類機設定及び投票用紙自動交付機並びに投票用紙計数機等保守点検業務及び令和５年度弘前市議会議員一般選挙投票用紙読取分類機設定及び投票用紙自動交付機並びに投票用紙計数機等保守点検業務における代理人名義の見積書について、代理人名は記名されているが、代理人の印鑑が押印されていないかった。（選挙管理委員会事務局）

○その他行政事務

- ・ 令和４年度弘前市議会議員補欠選挙及び令和４年度弘前市長選挙について、候補者へ送付する「確認書」の決裁が行われていなかった。（選挙管理委員会事務局）
- ・ 令和４年度弘前市議会議員補欠選挙及び令和４年度弘前市長選挙について、候補者へ送付する「確認書」を公印使用簿に記載せずに公印を使用していた。（選挙管理委員会事務局）
- ・ タクシーチケットについて、事務局次長の承認を受けずに使用していた。（選挙管理委員会事務局）
- ・ 令和４年度の旅行命令綴が適切に管理されていないかった。（選挙管理委員会事務局）
- ・ 公印保管者の承認を得ずに公印を使用しているものがあつた。（選挙管理委員会事務局）
- ・ 令和４年４月から１２月までの事務局長の年次有給休暇について、選挙管理委員会委員長の決裁が行われていなかった。（選挙管理委員会事務局）

観光部

○収入及び支出に関する事務

- ・ 弘前市立観光館使用料について、弘前市会計規則第38条第3項の規定による現金領収日計表及び現金取扱日計簿を作成していなかった。（観光課）

○契約に関する事務

- ・ 令和4年度岩木山山頂トイレ整備業務、令和5年度岩木山山頂トイレ整備業務及び令和5年度ひろさきガイド学校運営業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。（観光課）
- ・ 令和5年度弘前市立観光館エレベーター保守点検業務について、年度内に履行確認を行っていなかった。（観光課）
- ・ 令和4年度ロマントピア白鳥座誘導灯等改修工事、令和4年度ロマントピア白鳥座誘導灯改修工事及び令和5年度ロマントピア白鳥座温水ヒーター改修工事について、設計金額の根拠が不明であった。（観光課）

○補助金等交付事務

- ・ 令和4年度弘前市全日本リンゴ追分コンクール事業費補助金について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく部長決裁を受けていなかった。（観光課）

○公有財産等管理業務

- ・ 弘前市立観光館の使用料金について、弘前市行政財産使用料徴収条例第2条で定める算定額より過少に算定していた。（観光課）

福祉部

○契約に関する事務

- ・ 令和5年度生活保護等レセプト点検業務及び令和3年度介護保険料納入通知書等製本・封入・封緘業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。（生活福祉課・介護福祉課）
- ・ 令和5年度医療扶助のオンライン資格確認に伴う生活保護システム改修業務の契約締結決裁願について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく部長決裁を受けていなかった。（生活福祉課）
- ・ 小額工事について、契約相手として決定した見積書に課長決裁を受けていないものがあった。（介護福祉課）

○公有財産等管理業務

- ・ 公金外現金の通帳及び通帳印について、適正に管理していなかった。（生活福祉課）

○その他行政事務

- ・ 「福祉事務所長印」の押印について、弘前市公印規則に定める使用区分に該当しない用途に使用しているものがあつた。（生活福祉課）

健康こども部

○予算の執行及び経理事務

- ・ 令和５年度後期高齢者医療広域連合保険料負担金（増額分）、令和５年度後期高齢者医療広域連合共通経費負担金（減額分）及び令和５年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金（増額分）について、地方自治法第２３２条の３に定める支出負担行為を行っていなかった。（国保年金課）

○契約に関する事務

- ・ 令和５年度弘前市国民健康保険特定健康診査事業業務（青森県総合健診センター実施分）及び令和４年度国民健康保険特定健康診査受診券等封入・封緘業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていなかった。（国保年金課）

健康こども部スポーツ局

○契約に関する事務

- ・ 業務委託について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていないものがあつた。（スポーツ振興課）